

1号認定子ども利用者負担額表

(月額、単位:円)

階層区分	定 義	利用者負担額
第 1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	無償化
第 2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	
第 3	市町村民税所得割額77,100円以下の世帯	
第 4	市町村民税所得割額77,101円以上 211,200円以下の世帯	
第 5	市町村民税所得割額211,201円以上の世帯	

※別途、実費徴収となる給食費等は保護者負担となります。

※副食費の多子減免によるカウント方法は利用者負担額表の多子減免によるカウントに準拠します。

※表中の所得割課税額は、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除がある場合は、控除前額とします。